

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年1月19日(水) 13:30～17:15
- 2 場所 環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
- 3 議題 (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、中井委員、畠委員、林委員、平山委員、松四委員(※)、皆川委員(※)
※Web会議システムを通じての出席

5 議事概要

(事務局)

- ・ 資料1および参考資料2により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。

【補足事項】

- ・ 方法書手続き後に対象事業実施区域の変更があり、区域面積が拡大しているものの、条例に基づく再アセスの要件には該当しない。

(事業者)

- ・ 準備書を中心に、資料2および資料3を補足的に用いて事業計画、環境影響評価の結果、事後調査の計画について説明。

【補足事項】

- ・ 事業計画の変更に伴う区域の変更に加え、他法令の手続き上、方法書手続き終了後、事業者が株式会社向茂組から向茂都市開発株式会社に変更となった。
- ・ 3号調整池東側の対象事業実施区域に隣接する造成地は、配慮書段階では区域に含まれていたが、方法書手続き以降では別事業として区域から除外されている。当該区域は本事業に係る工場立地法に基づく工業団地に含まれておらず、既に販売済であり、現時点では工場が建設されている。
- ・ 供用後における環境影響評価については、各販売区画の全てに工場が建設されていることを前提に実施されており、そこには前述の工場も含めて実施している。
- ・ 環境影響評価の結果、騒音・振動、悪臭について環境の保全上の目標と整合しておらず、必要な対策を講じる。また、環境保全措置の効果に不確実性のある動植物等については事後調査を実施する。

(会長)

事業者の説明について、委員の皆様から御意見・御質問をお願いします。始めに事業計画についてお願いします。

(会長)

本事業の対象事業は工業団地造成事業であり、土地開発が目的であるが、造成後に立地する上物も環境影響評価の対象としていることは、事業者が自主的に実施したものということでよいか。

(事務局)

工場の立地後に関する環境影響評価は条例上求められているものではないと考えるが、今回は事業者において3パターンの工場配置を想定し、供用後の予測・評価を実施している。

(会長)

11 ページの図によると、造成地の区画について「宅地」という用語が使用されている。県のアセス条例の対象事業には、「工業団地の造成事業」のほかに「宅地の造成事業」があるが、この用語の使い分けはどのようにになっているのか。

(事業者)

日野町の土地利用構想やマスタープランでは、工場用地から住宅地を含むすべての用地を「宅地」として表現しており、それに合わせて表記している。

(会長)

対象事業の種類において、工業団地と宅地はどのように使い分けしているのか。

(事務局)

宅地の造成事業では、建築物や工作物が建設される前提で造成される土地を想定しており、宅地の中には工場用地も含まれるが、工場立地法に基づく工業団地として造成される土地とは、条例上別の対象事業として扱っている。

事業者の説明のとおり、準備書では住宅地や工場用地を分類せず「宅地」として標記されていると思うが、一般的な目線から表現を修正することも考えられる。

(会長)

図面の修正は大変なので、補足説明など加えていただきたい。

(委員)

方法書から対象事業実施区域に大きく変更があり、土地利用計画図の宅地①の北西に追加された造成緑地は土地の改変が行われず整備されるように見えるが、どのような土地か。

(事業者)

区域近隣に擁壁があり、法的な制限から残置森林ではなく緑地としている。残置森林と変わらず、既存の森林が残ることになる。

(会長)

それでは、調査・予測・評価の結果や環境保全措置、その他すべての内容について御意見、御質問があればお願いします。

(委員)

治水に関して、流域面積や取水比率を基に造成の前後での流況の変化を予測されているが、降水が地中で一旦貯留されて、地下水となり、河川水を涵養する過程について、予測・評価が不十分ではないか。

301 ページの表層の地質平面図、303 ページの想定の地質横断図によると、一部の表層の段丘堆積物を除き、基本的には砂質と泥質の同斜構造となっており、このような構造の地質帯に降水が供給される際の貯留と流出のプロセスが重要である。284 ページに地下水の供給に対する井戸の水位変動が示されており、この中で参考となるデータの「鳥居平 (No2) 地点」では、段丘堆積物で覆われた地点を掘削した井戸での水位を測定したもののだが、降雨に対して非常に鋭敏な水位の応答が観測され、また、ある程度水位が低下するとその後緩やかに下がり続けるような特徴的な水位の応答が観測されている。段丘堆積物は砂質であるため、水が貯留されず速やかに排出されるが、古琵琶湖層群の同斜構造の中でも砂質部分で地下水が主として流動することが考えられる。しかし、250 ページに示された流量データでは測定点数が少なく、いわゆるハイドログラフ、つまり流量の経時的な変化の情報がないため、地下水位の変動に対する流量の変化が分からず、地下水の流出と河川水の涵養のプロセスが読み取れない。現在の造成計画では地質構造を完全に改変する計画となっていることから、造成に対する環境影響評価としては不十分である。

造成後の水象プロセスをコントロールするのは表面流出が主たるものであり、それを盛土部分での暗渠排水と新たに2つ作る自然放流方式の調整池で緩衝するが、これらの人工構造物が切土部分やコンクリート・アスファルトに覆われた部分からの表面流出を、これまでと同程度の緩衝作用をもって降雨を流出に変換する機能を有しているかが分からない。どのように考えられているか。

(事業者)

治水について、全体で3つの調整池の計画を基に計算している。山の場合、降雨の6割～7割が地上に流出するとされているが、今回の場合、滋賀県の開発行為に関する技術基準を基に、全体の区域での降水の9割が調整池に流出し、1割が地中に浸透する前提で予

測している。

(委員)

大気質への影響においては拡散方程式などを用いた予測であるのに対し、水象においては大雑把な収支計算で環境への影響に問題がないことを予測結果として示していることは適切なのか。

(事業者)

ハイドログラフ、ハイレトグラフを用いて降雨の収支を求め、水位を解析する手法もあるが、今回の予測の手法として採用した簡便式は、滋賀県の技術基準で採用されているものであり、通常では何割か安全側の結果となると考えている。

(委員)

治水に関して、ネックポイントにおける再現期間 50 年における降雨時の流量が一定範囲に収まれば良いとし、簡便式で計算した結果が安全側であるためそれでよいという理解でよいか。

(事業者)

そのように判断している。

(委員)

利水について、森林比率をパラメータとして計算されているが、低水位の流量は森林の面積だけで決まらず、約半分となるという予測結果に対する妥当性はどのように考えているか。低水時には三面張りの水路が空になることは考えられないか。

(事業者)

低水時の流量に対してはタンクモデルを用いた解析の手法もあるが、将来の造成によって、地質構造とタンクの高さ、流路がどの程度変化するかわからないため、今回は採用していない。

森林面積を用いて低水時の流量を予測した背景には、対象事業実施区域周辺の流域の状況がある。30 ページに示している野川の流域のうち、改変する対象事業実施区域の上流に改変されない流域があり、改変前後で流域内の林地面積が半分になることを基に下流の No.5 地点（3号調整池近傍）での流量変化を計算している。

造成により対象事業実施区域内の 8 割以上の森林面積が消失するため、区域内から三面張りの水路に流入する水はほとんどなくなることも考えられるが、上流側に同等の森林面積があるため、全くなくなるということはないと考えている。

(委員)

森林の持つ降雨の貯留機能は、森林の存在そのものではなく、森林が存在する地盤が実質的なものを担っていることが最近の研究で判明してきている。そのため、森林面積だけではどの程度貯留機能を有しているかを測ることはできないと考えるが、本事業では地盤を勘案して予測することが困難であることは理解した。

また、上流側に倍の森林面積があることをもって流量は大きく減少しないとのことが、確度と精度が保証、検証されていない数値に基づいて、影響が限定的であると評価することにはリスクが伴うことを認識いただきたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

濁水に関して、造成による裸地の表面にガリーが形成されて局所的な表面侵食が進むことが想定され、また実際に区域外で生じていると準備書に記載されている。よって、それを防ぐ方策を具体的に検討することが必要である。特に、今回の造成では区域内で切土と盛土のバランスをとることとしており、造成に伴い細粒物の多い泥岩の風化物が多量に表出し、未洗浄であるため、深刻な濁水問題が生じることが考えられる。その予測には、粒度分布や沈降速度の評価が重要である。260 ページに掘削地盤と同等とみなす物質を試料として、レーザー回折法と沈降分析のそれぞれで粒度分布が測定されているが、体積割合と重量割合の違いがあるものの、測定方法によってシルト分と粘土分の含有量が大きく異なる結果となっている。どちらかの結果は凝集した状態で測られたように見える。粒度と濁水の関係について、もう少し精度と確度が担保された検討ができないか。

(事業者)

濁水の試料の採取地点は、3号調整池付近であり、その西側にある対象事業実施区域外の既存造成地として土が表出している地点に降った雨水が野川に入っている状況である。このあたりは基本的に対象事業実施区域内と同じ地質であり、この試料で沈降試験を行い、濁水の予測計算に使用している。

造成によって、この濁水より細かい粒子のものが出てくるかもしれないが、より深い地点でのサンプルを採取しないと評価できないため、今回は検討していない。

(委員)

260 ページの粒度分析結果は、沈降試験で使用した同じ試料を用いて分析した結果ということでよいか。なぜ、結果に違いが生じるのか。

(事業者)

採取した同じ濁水を使用して分析しているが、違いが生じた原因は不明である。

(委員)

粒度が及ぼす水質への影響は非常に重要な問題だが、粒度の評価が不十分ではないか。また、実際に工事に出てくる土質と試験で用いた試料が同じ程度の粒度であるかは、比較が必要でないか。

(事業者)

濁水の粒度分布と実際の工事に出てくる土の粒度分布の違いについて、この場で答えることが出来ないので、検討させていただく。

(会長)

次回審査会までに検討していただきたい。

(委員)

承知した。たとえ工事で細かい粒子の土が出てきた場合でも、それが流れないようにすれば問題ないのであって、それに対しても具体的な検討が必要と考える。

(委員)

切土の端の斜面の防災について、319 ページから斜面の安定性に関する評価地点と安全率が示されているが、なぜその斜面を評価対象として選択したのか読み取れない。また、選択した斜面のみで安全率が1を超えているという結果をもって、なぜ斜面災害のリスクがないと結論付けているか教えていただきたい。

(事業者)

場所の選定については、319 ページの④が大きな切土斜面となっており、ボーリングデータによると深部では粘土の固結がでてきている。区域内全体で同じような地層であるため、④を斜面災害のリスクが最も高い法面として選択した。残りの④を除く①～⑥は調整池があるため選択した。また、安全率は日本河川協会の防災調整池等技術基準に基づき計算し、評価した。

(委員)

調整池に重みを置いて評価地点を選定することは妥当であると考えますが、切土した周縁部の法面に関しては、その背後の地質の構造は多様であることから、最もリスクが高い

地点を選定したうえで他はそれよりも安全率が高いから安全という論理で考察するか、あるいはその一定の範囲内に安全率が収まるという証拠を示すべきではないか。一つの斜面だけで安全率が1を超えることをもって評価することは十分ではなく、また、安全率の基準が1に対して予測結果が1.6であることは、パラメータの精度を勘案すると安全とは言いきれないため、もう少し精度のある検証が必要ではないか。

(事業者)

切土斜面④の調査地点については、何か所かボーリング調査した結果、いずれの地点でも表面から2～3mは粘土層から砂層の互層であったが、以深は粘板岩の固結粘土が主であるため、一点のみで評価することで十分と考えている。

調整池の地点についてもほぼ表層2～3mのところは軟弱層として砂層と粘土層の互層であったが、以深は固結粘土が主のため、これを勘案して調査地点を選定している。

安全率が1.2で十分かどうかはわからない。少なくとも基準値を満足しているとして評価せざるを得ないと思う。

(委員)

④の斜面を選定し、その予測の結果として安全率が1.6であることの意味付けを述べていただきたい。

円弧すべりを修正フェレニウス法で計算するという事は回転を伴う法先破壊を想定されていると思う。切土斜面の表層の軟弱層が破壊して並進的な運動をし、板状の形で滑り落ちる表層崩壊が生じることもあるが、法枠をはめることで安定化を図るという理解でよいか。

(事業者)

長大法面のため法面の崩壊が考えられるが、この円弧すべりの中に上面、中間、法尻に枠をはめて、3カ所分析している。そのうち最も危険度の高い箇所を計算結果として記載している。ご指摘の表面の軟弱層への対策については検討したい。

(委員)

景観について、仮の建物を配置しフォトモンタージュを作成していることで、環境への影響の評価という点でより良いものとなっている。景観に対して樹木の遮へいによる効果の影響が大きいと考えられるが、仮の建物の高さはどのように設定されているのか。また、森林を造成する際に施肥等、適切な管理によって成長が見込めるとのことだが、盛土だけでなく切土でも同様なのか。地盤の環境が悪ければ成長を阻害するのではないか。

(事業者)

建物高さは 20m として設定している。大気質の予測における煙源を建物屋根と同じ 20m と設定しており、これに合わせている。樹木の管理について、切土部分では成長が悪いと考えられるが、作成したフォトモンタージュは基本的に盛土部分であり、切土の部分は法面の安定性の観点から大きな樹木を植えられないため、フォトモンタージュに反映していない。

(委員)

501 ページの環境の保全上の目標が、「周辺の環境と調和を図ること」とされているが、何と何を調和させるのかがわからず、あいまいである。101 ページの配慮書に係る意見に対する事業者見解では、里山が工業団地のような景観に変化するとの記載があり、準備書の中でも、周辺の工業団地と同じようなものになるだろうとの記載があるが、周辺の環境との調和が何を目指しているのか、具体的な記述とすべき。工業団地でありながらも周辺の里山環境や自然環境となじむよう、周辺を森林で遮へいし調和させることが目標であれば、そのように記述されたほうがよい。また、工業団地への立地企業が建物の印象や配置を考慮するうえでも、具体的な目標を明記しておく必要がある。具体的な目標に対してそれが達成されたかを評価することが景観の評価としてふさわしい。

(事業者)

当初、周辺の景観と違和感がないことを環境の保全上の目標とすることとしていたが、より良い表現を検討していた。ご指摘のとおり、より具体的に記述するよう工夫し、それに対して評価を行うこととしたい。

(委員)

動物の環境保全措置について、カヤネズミが対象事業実施区域外で確認されているが、区域内では確認されていないため、その影響は考えなくてよいとし、ニホンザルが区域周辺を利用しているとの記述がある。カヤネズミの生息地点は区域外であるものの、工事用進入路や資材置場等として利用することや、改変する予定はあるのか。

(事業者)

工事用進入路や資材置場等として利用する予定はない。本事業に伴って改変するといった計画はない。

(委員)

移殖先として調整池が検討され、3号調整池ではハンノキ林の湿地を再生することだが、どの程度の期間でその環境が整備されるのか。保全対象となる動物の移殖に当た

って、湿地性の動植物が生息し続けるためには、湿地環境が再生していることが重要であり、そうでなければ、ただ移しただけになってしまう。移殖と工事と湿地環境の再生のスケジュールが噛み合うのかが準備書からでは読み取れない。

(事業者)

3号調整地は現状の野川が蛇行しているところにあり、その周辺は良好な湿地帯となると考えている。深水で生育するものと湿地帯で生育するものがあり、調整池だけでなくその周辺も利用して湿地環境を整えたいと検討している。モニタリングを行いながら、適切な移植ができるよう検討したい。

(委員)

今後10年間モニタリングが計画されているが、湿地環境はどのように管理されるのか。

(事業者)

基本的に工業団地への立地企業が個々に管理することは難しいと考えており、事業者と立地企業で設立する工業団地協議会^(※注)を設置し、移植先である各調整池や工場敷地間にある林帯を管理する方針で進めている。

(※注) 準備書には「工業団地協会」として名称の記載があるが、正しくは「工業団地協議会」であり、評価書において修正される。

(委員)

湿地環境の保全は非常にデリケートに行う必要があり、移植後も継続的な管理が必要であることから、適切に実施していただきたい。1号調整池や、2号調整池もモリアオガエルをはじめとしたカエル類のビオトープとして、これから造成される計画とのことだが、現状の区域内も湿地環境が多いこともあり、保全措置をしっかりと行っていただきたい。

残置森林の保全について、439ページ、443ページの植生図から、連続的な植生の森林の一部が開発される計画となっており、動物の移動経路の確保のため、区域内の残置森林と周辺の森林とのつながりが残るような計画となるよう努めていただきたい。また、区域内を河川が横断し、哺乳類が河川を利用することも考えられることから、移動経路を妨げることがないようにしていただきたい。

移動経路に関連して、工業団地内に道路が敷設される計画であり、周辺の動物やカメ、カエルなどが道路を利用すると考えられるが、その際のロードキル対策はどのように検討されているか。

(事業者)

区域内に幅12m道路と幅9m道路の敷設を計画しており、河川の両岸には約3m幅の

管理通路を設置するよう日野町と協議している。管理通路の片側はアスファルト舗装、もう片側は緑地帯のまま、円弧すべりが生じないような防災対策を講じたうえで舗装のない状態で、動物等の移動経路としても利用できるよう計画している。ただ、河川を渡るとなると、三面張りの緩い勾配であるものの難しいのではないかと考えられる。

(委員)

3号調整池脇の道路でロードキルが発生しやすいのではないかと考える。特に繁殖期にカメやカエルも移動すると考えられる。幅の広い道路であれば、道路の下に哺乳類が通過するためのアンダーパスを数か所設置することが有効であることから、検討いただきたい。また、工業団地の中では湿地環境に生息する動物を狙って他の動物も集まってくるものが予想され、それらの動物に対してもパスの設置や道路に出ないように対策の検討が必要である。

(会長)

次回の審査会でロードキル対策の検討結果を示していただきたい。

(事業者)

検討したい。

(委員)

3号調整池には、ブラックバスといった外来種が生息しているが、もちろんこれらを駆除したうえで、移殖するということがよいか。

(事業者)

移殖前の調査で確認のうえ、駆除してから移殖する。

(委員)

調整池の水位は常時どの程度か。

(事業者)

3号調整池は常時30cm～50cm程度の水位がある。造成後に整備する1号、2号調整池も同程度の水位として計画している。

(委員)

湿地環境として保全するうえで、水位が浅いところだけの場合、鳥類によって魚類が捕食されることが考えられるため、ある程度の水深が常時確保されている必要がある。事後

調査としてモニタリングを 10 年先まで計画されているが、どのように公表されるのか。

(事業者)

条例手続きの中の事後調査の報告として実施し、適切な時期に公表する。例えば、1 年、3 年、5 年、10 年後など、毎年とは限らないが、報告書としてとりまとめ、公表したい。

(委員)

公表された事後調査報告書は、県の資料として閲覧できるのか。

(事務局)

条例手続きで事後調査報告書として提出されたものは、公告・縦覧のうえ、行政資料として閲覧することができる。動植物のうち希少種に関する情報は、配慮のうえでの公表となるが、事後調査の実施状況については確認できる。

(委員)

方法書の段階で平賀谷溜は調査地点に含まれていないが、準備書段階で区域が変更となったことに伴い調査地点となったとのことによいか。

(事業者)

地元自治会の要望で調査地点として追加した経緯がある。

(委員)

今回、平賀谷溜のみでカワバタモロコが確認されており、このため池の消失による影響は大きいと認識している。425 ページに水質と流況の変化による影響のみが記載されているが、水路の改変やため池の消失といった直接的な改変に対する影響を記述すべきである。また、準備書に記載された配慮書における調査・予測・評価の結果の記述と、本環境影響評価における調査結果との整合が取れていない点についてどのように考えられているか。

(事業者)

425 ページの記述は水生生物全般に対しての内容であり、カワバタモロコについては 426 ページの注目すべき水生生物の影響予測結果として、個々の種ごとに影響の内容と程度を記載している。消失するため池が追加されたことに対する整合について、記載の内容は配慮書における調査・予測・評価の結果の再掲である。99 ページには区域内のため池が電気溜のみとの記載となっているが、その後の計画の変更に伴って平賀谷溜が追加で消失することとなった。

(委員)

造成森林への種子吹付や、剥ぎ取った表土の埋土種子により再生するとして計画されているが、その範囲や割合を教えてください。

(事業者)

種子吹付と埋土種子による再生の割合の計画は現時点で決定していない。

(委員)

どのような方針で計画されるのか。

(事業者)

基本的には法面はシート状の種子吹付、平地は埋土種子による植栽を計画している。法面を種子吹付により行うのは、表土流出や円弧すべり対策が防災上必要であるためである。

植栽は約1m程度の苗木を1ヘクタール当たり約2000本植え、吹付種子は在来種を中心に選定するが、法面表土が軟弱な地点や固結粘土が確認された地点もあるため、ネットを使用するなど、地盤に応じた対策を講じながら、植栽を定着させる計画としている。

(委員)

555ページの植物の影響予測の結果として、法面の種子吹付により樹林内へ侵入し林縁部の林床植生が変化すると記述があるが、それに対する回避、低減のための措置が示されていない。例えば、種子吹付は法面の中でも必要な部分に限り、それ以外は埋土種子による植栽とするなど、実施可能な措置を検討し評価書に記述することが必要と考える。

(委員)

高木性樹種の植え付けについて、鳥類に配慮して種を選定するとあるが、どのような方針で選定するか評価書に記載いただきたい。

(事業者)

検討させていただく。この環境影響評価の手続きの後、自然環境保全協定を締結する必要がある、その際提出する植栽計画で樹種を明記することとなる。準備書には具体的な樹種を記載していないが、現況のコナラ林を再生することを目指したいと考えており、植栽する樹種も可能であれば現地ですった種から苗木を育て使用したいと考えている。

(委員)

現状のコナラが多い植生に配慮して、ブナ科の種を含む植栽計画を検討いただきたい。鳥類にとっては、餌となる液果も重要だが、樹木で土地が覆われることで多く集まってくるところを自身で観察しており、鳥類が好んで食べる種だけでなく、森林構造を形成するための種による植栽計画とすることを検討していただきたい。

(委員)

毎木調査により伐採量が算出され、伐採した木はチップとしてパルプの原料とする記述があるが、東近江市では薪炭の利用も盛んであることもあり、燃料としても活用されてはどうか。

(事業者)

ご意見に添えるよう、十分検討したい。

(委員)

文化財については、既に日野町教育委員会と協議され回答を受けているとおり、今後樹木の伐採等で何らかの文化財が発見された場合は、速やかに日野町に報告いただくようにしていただきたい。

(会長)

希少猛禽類の調査結果について、特にハチクマについては営巣地を残置森林として残す形で環境保全措置を講じ、事後調査でモニタリングを実施すると事業者から説明があったが、429ページの調査結果の一覧表ではすべて秘匿とされ、記述がないため、アセス図書としては完結していない。少なくとも場所がわからない形で、営巣地周辺を残置森林として残し、その後事後調査としてモニタリングを実施するといったことを記載できないか。

(事務局)

希少猛禽類に関する情報は配慮を要する内容であり、事業者や自然環境を所管する部署と相談して決めたい。準備書の土地利用計画図は、残置森林として残す営巣地部分が反映されておらず、事実と異なる。そのため、営巣地が推測される可能性があるが、評価書では反映した図面を掲載せざるを得ないとする。また、その図面についても、希少猛禽類の調査結果や環境保全措置を踏まえたものであることの説明が必要であるとする。

(会長)

準備書にはハチクマなどの存在に関する記述があることから、一覧表でもすべて秘匿

するのではなくある程度説明できるものとする。

(会長)

543 ページの事後調査に関して、供用後の区画は立地企業が所有し、道路部分や残置森林は事業者が所有するのか。

(事業者)

周辺の残置森林も含めて立地企業に販売する。事後調査については、企業単位で管理を行うものと協議会で管理を行うものがあり、道路や調整池、上下水道などは日野町に帰属することとなるが、協議会で管理を行うこととしており、その方法については協議会が日野町と締結する管理協定の中で決定する。

(会長)

造成関係の事業ではよくある事例かもしれないが、本事業では環境影響評価の実施主体と事後調査の実施主体が異なる。そのため、場合によっては協議会が事後調査を実施しないとといったことにならないか心配される。

(事業者)

場合によっては協議会と日野町との協定の中に事業者が入り、引続き事業者が事後調査まで実施することも考えられる。

(会長)

例えば、動物に関する意見としてあったロードキルについて、講じた対策が不十分であれば、基本的には道路管理者である日野町がさらなる対策を実施する必要があるという理解でよいか。

(事業者)

基本的にはそのとおりである。

(事務局)

実施主体が替わるため、事後調査やその後のさらなる対策が確実に実施されるかどうかについては希望的なものとならざるを得ない面がある。町道については行政である日野町の管理となり、残置森林については企業の管理となるが、コンプライアンス意識が向上しており引き継がれる素地はあるものと考えている。不明確な部分が残らざるを得ないが、この橋渡しについては事業者が対応するとしており、この部分については踏み込んで記述することを検討いただきたい。

(会長)

事後調査の計画については申し送りとなるため、評価書に丁寧に記述いただきたい。

(事業者)

法面の緑地や残置森林、造成森林は、森林法に基づき県と管理協定を締結することとなっている。この協定は事業者から立地企業に承継されることとなっているので、この点では一定管理されるものと考えている。

(会長)

環境影響評価の結果に不確実性が伴うものについて事後調査を実施することになっているが、本事業の供用後の建物に関する環境影響評価の結果についても不確実性が伴うと考えられる。事後調査を求めるといった意見ではないが、供用後の建物について、現時点で定まっていないものの、今回予測した結果から大きく逸脱する計画になく、新たに大きな環境影響が生じるおそれはないことをもって、事後調査を実施しないことを記述いただきたい。現状では供用後の建物に関する記述がない。

(事業者)

企業誘致に当たっては、事業者が企業訪問を行い現況の事業場を確認することとしており、白寿荘等に対して騒音・振動・悪臭の影響があるという予測結果に基づき、宅地ごとに設定したより厳しい数値的な基準を満足できる企業に対して販売することとしている。

(会長)

景観でも同様の意見があったが、524 ページの温室効果ガスの環境の保全上の目標として、「事業による温室効果ガス等の排出量を可能な限り低減すること」とあり、予測結果が目標と整合していると評価しているが、可能な限り低減されているかどうか判断できない。CO₂排出量は丁寧に計算されているが、その結果が可能な限り低減されているという評価には論理の飛躍がある。このように評価をするのであれば、同規模の工業団地における排出量や単位面積あたりの原単位と比較したうえで、低減されていることを示す必要がある。また、対策についても省エネ化やモーダルシフトといった記載しかなく、可能な限り低減されているかが読み取れない。評価に関する記述について見直していただきたい。

(事業者)

ご指摘のとおり、予測結果から可能な限り低減したと評価するには苦しい部分がある。

供用後の事業者としてできる主体的な対策はないため、設定した環境の保全上の目標が妥当か検討したい。

(会長)

設定された目標はアセスでは一般的で、妥当な内容と考える。この目標を変えると評価が難しくなるのではないか。ここでは、事業者が可能な限り低減したと判断した理由を示す方がよい。

(事業者)

検討する。

(会長)

181 ページなどの粉じん等の予測について、他の事業でも意見したことがあるが、降下ばいじんの評価ではスパイクタイヤに係る指標の 20 トン/km²/月は非常に大きな数値である。道路環境影響評価の技術手法では 10 トン/km²/月を目安とされており、それでもなお大きい数値である。スパイクタイヤの粉じんが舞う中の半分であり、そもそもこの数値を用いて評価すべきではないが、降下ばいじんの指標が他になく、道路アセスでやむを得ず使用されているところである。また、京都市では京都市環境保全基準としてさらに半分の 5 トン/km²/月として設定されている。今回の環境影響評価においては過大な数値で評価していることを認識し、工事を実施していただきたい。

(事業者)

用いた指標が過大な数値であることを十分に考慮し、工事を実施したい。

(会長)

準備書にある十分な対策を講じていると受け取れる表現は少なくとも見直していただきたい。

(会長)

186 ページに大気質の予測結果が表で示されているが、ppm と ppb の単位が混在している。誤解を招かないように一つの表では単位を統一していただきたい。一般的には環境基準に合わせて ppm、mg/m³ とされることが多い。

(事業者)

修正する。

(委員)

今回準備書1回目の審査会だが、2回目は要検討事項について準備書の改訂が行われ、その説明が行われるということによいか。

(事務局)

本日の会議であった意見や、欠席の委員からの追加意見に対して事業者の見解や補足資料を作成いただき、次回審査会で事業者から委員へ説明いただく予定としている。

(委員)

水象に関して意見したものについて、本日欠席の、水象を専門分野とする委員からも意見をお聞きしたい。大気質に対する予測評価の内容と比べて、水象に関する予測評価がアンバランスなものとなっていないかということ懸念しており、本当に簡便な方法により予測することが、定められた方法だからということで方法選択の判断基準となつていいのか、また予測結果の精度と確度がある程度以上確保され、評価内容が妥当であるかよく検討いただき、予測のアプローチそのものの変更を視野に検討していただきたい。今のままで良いとするのであれば、その主張を論理的に示していただきたい。

(会長)

場合によっては技術指針に係わるので、事務局と相談して回答いただくこととなるが、次回お願いする。

(委員)

405 ページ以降の表 7-11-23 では希少猛禽類の予測結果をすべて秘匿とされており、存在の有無が分からないのではないかと。

(事業者)

354 ページの鳥類の調査結果に確認された種のリストとして掲載している。希少猛禽類の情報は配慮する必要があると考え、準備書での確認状況や生態、影響予測について記述を避け、別紙として記述している。希少猛禽類の情報について、どの程度公開するか悩ましく、一旦すべて非公開情報として取り扱った。358 ページに場所が特定できない程度に記述している。

(委員)

希少猛禽類の情報が予測のところは一切ないというのは適切ではないので、一定説明していただく必要がある。

(事業者)

何らかの記載を行うようにする。

(会長)

確認が最後となったが、本日欠席の委員からの質問をいただいているか。

(事務局)

ありません。

(会長)

本日出席の委員からの意見はいただいたが、特に騒音・振動の分野など、欠席委員についても追加意見を伺うということで良いか。また、その意見に対して事業者から回答いただくということで良いか。

(事務局)

わかりました。

(会長)

他にご意見等がないことを確認したため、本日の審査はこれで終了とする。

以上